

1. 件名：(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの使用前検査に係る床面塗料及び令和元年度施設定期検査の検査項目についての面談
2. 日時：令和元年10月2日 13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁10階北会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
早川上席原子力専門検査官、清水係長、小島係員
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
環境安全部 安全技術ユニット 担当課長 他1名

5. 要旨

- (1) (株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「事業者」という。）から使用前検査に係る第1種管理区域の設備撤去後の床面塗料の技術基準適合性について以下の説明を受けた。
 - ・加工施設の性能に係る技術基準に関する規則第15条（核燃料物質等による汚染の防止）において、核燃料物質等により汚染されるおそれがある表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならないと規定されていることから、核燃料物質等が浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料で仕上げる。樹脂系塗料は資料1のとおり、エポキシ樹脂系塗料（難燃性材料）を使用する。
 - 原子力規制庁は、今回の説明により、樹脂系塗料としてエポキシ樹脂系塗料を使用し、難燃性として問題ないことを確認した。
- (2) 事業者から令和元年度施設定期検査の実施にあたり、受検可能な検査項目について、資料2に基づき説明を受けた。
 - 原子力規制庁から事業者の令和元年度施設定期検査について以下の内容を伝えた。
 - ・建物等の健全性確認検査は、東日本大震災による緊急点検に端を発し、事業者による建物の健全性確認の評価結果等を踏まえ、特例として検査を実施してきたものであり、以降継続的に行われてきた。しかしながら建物等の健全性の確認は事業者の保守点検において維持管理されるべきものであるため、今回の施設定期検査より削除する。
 - 事業者から以下の回答があった。
 - ・建物等の健全性確認検査の検査項目を令和元年度の施設定期検査項目より削除することについて承知した。

- ・施設定期検査の期日及び検査項目を変更するための、施設定期検査申請書の変更届を後日提出する。

6. その他

配付資料

- ・資料1 第1種管理区域の設備撤去後の床面塗料の技術基準適合性について
- ・資料2 令和元年度施設定期検査について